

閣郵委第10号の1

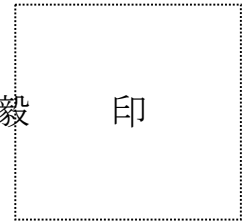
平成20年2月22日

金融庁長官

佐藤 隆文 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵政民営化法第110条第6項及び第138条第5項の規定に基づく意見

平成19年11月27日付け金監第2998号・総郵貯第247号及び金監第2999号・総郵貯第248号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

閣郵委第10号の2

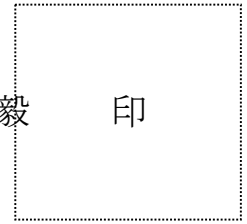
平成20年2月22日

総務大臣

増田 寛也 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵政民営化法第110条第6項及び第138条第5項の規定に基づく意見

平成19年11月27日付け金監第2998号・総郵貯第247号及び金監第2999号・総郵貯第248号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務（他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直し）に関する郵政民営化委員会の意見

1 基本的な考え方

(1) 利用者利便の向上

郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）の新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。金融二社においては、業務の展開に際し、民間金融機関として顧客満足を向上させるため、顧客ニーズへの的確な対応や郵便局における一元的対応を行うことが期待される。

(2) 適正な競争関係

金融サービスの競争関係については、そのサービスの内容に応じて種々の要因が影響するため、規模の大きさやいわゆる「暗黙の政府保証」というパーセプションなどにより一律に論ずることは適当でない。金融二社の今回の申請に係る業務については、こうした要因はいずれも重要でなく、競争関係を歪めることにはつながらないものと考えられる。

また、他の民間金融機関においても、一律の議論を行うのではなく、個々の業務について、金融二社をパートナーとして新たな分野に取り組む等、創意工夫を行うことが期待される。

なお、いわゆる「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。

(3) 業務遂行能力・業務運営態勢

申請に係る業務の実施に際しては、利用者保護等に係るコンプライアンス態勢を確保しつつ顧客に金融サービスを適切に提供し得るよう、業務遂行能力・業務運営態勢を整備することが必要である。

なお、これらの整備に当たっては、今後の業務展開を視野に入れつつ進めることが肝要である。

(4) 経営全般との関わり

金融二社においては、株式会社として投資家の信認を得られるよう、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

こうした経営努力を通じ、金融二社は、民間金融機関としての経営実態を整えていくことが求められる。

(5) 「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」(平成18年12月20日)の観点からの評価

申請に係る業務は、市場において一般的に提供されている商品・サービスで定型的なものであるとともに、個人向け商品・サービスであってコアコンピタンスとの関係が強い業務である。

また、他社商品の仲介業務は、金融二社と他の民間金融機関との協業により利用者利便の向上につながり得るものである。

2 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可の要件

金融二社については、民間金融機関として、的確な業務を行うための業務遂行能力・業務運営態勢の整備に加え金融商品取引法の施行等に伴う一層の態勢整備が求められるため、金融庁長官及び総務大臣は、利用者保護及びリスク管理の観点から、これらの双方を確認することが必要である。

なお、株式会社かんぽ生命保険の申請に係る入院特約の見直しについては、当該業務の実施により、将来的には保険金支払件数の増加の可能性があることから、支払態勢を含む所要の内部管理態勢の整備について確認することが必要である。

(2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、金融二社の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

また、申請に係る業務については、今後の業務展開への試金石となるものであり、経営に対する寄与の状況を適切に把握しつつ機動的な対応が行われていることを確認する必要がある。

なお、申請に係る業務に関しては、新規業務の認可に関わる手続の透明性を確保する必要性にかんがみ、郵政民営化委員会での調査審議における議論等を踏まえつつ業務の実施が進められる必要がある。

(3) その他

金融庁長官及び総務大臣は、認可後も、金融二社の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、郵政民営化委員会に対し必要に応じ報告されたい。